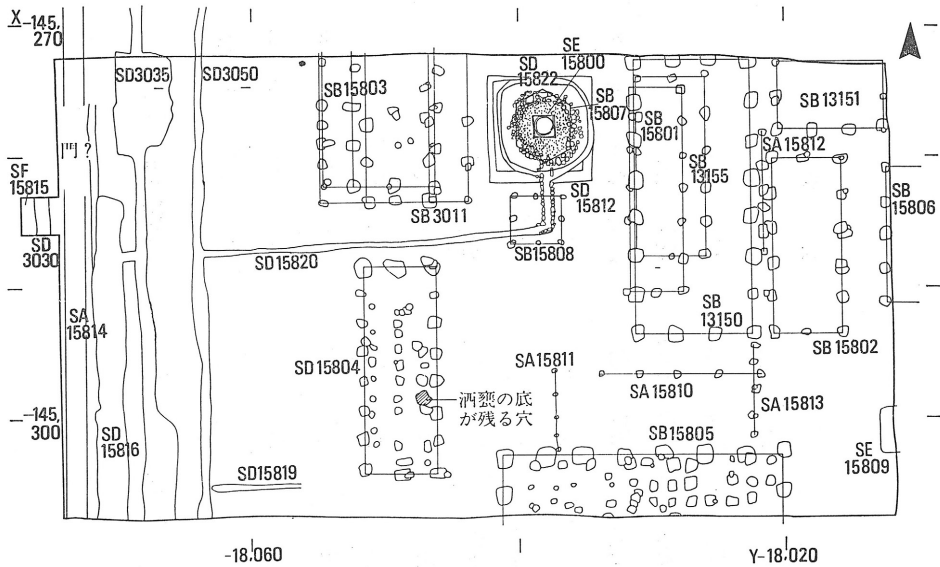


# 奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町・法華寺町
- 2 調査期間 一 一九九三年(平5)四月～六月、二 一九九三年一月、三 一九九三年六月～一九九四年三月、四 一九九四年一月～三月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
  - 一 造酒司地区(第二四一次調査)

調査区は内裏の東方で、東院の北西部に位置する。駐車場拡張に伴う調査で、既発掘の第二二・一八八次調査区に南接する。第二二次調査では覆屋をもつ井戸や、酒ないし水を入れたとみられる大型の甕据え付け穴を内側にもつ建物などが検出され、遺物としては「酒司□／造酒」「酢」などの墨書土器があり、さらに五〇〇点を越える木簡の内容などから、この場所を造酒司と推定した(奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』二)。

調査の結果、遺構・遺物ともに既往の知見を裏付けることとなり、



第 241 次調査遺構図

造酒司跡の蓋然性はさらに高まった。

検出遺構は掘立柱建物一一棟、掘立柱塀四条、溝九条、井戸二基などで、それらは奈良時代初期から後期にいたるまで三時期に大別されるが、基本的な性格を変えることなく存続したことが判明した。北接する遺構群とは一連で、官衙を区画するような施設はない。したがって第二二・一八八次調査で確認した官衙は今回の調査区全域に及び、南限と東限が未確認ながら、東西六〇m以上、南北九〇m以上という広大な面積を占めることになる。

今回の調査でも、甕据え付け穴を伴う特徴的な建物を検出した。計五棟あり、どの時期にも甕を伴う建物と伴わない建物が並存し、前者は酒の醸造・貯蔵などの施設、後者は精米などの作業場もしくは管理施設と推定できる。また井戸SE一五八〇〇は井戸枠の周囲に同心円状の石敷をもち、六角形の覆屋を備え、これを取り囲むように大型の建物が配置されるなど、他とは異なった特徴をもっており、造酒司の中でも特殊な酒の醸造に関わる井戸であった可能性がある。

木簡は合計四五点出土した。遺構別の内訳は北の第二二次調査区から南流する溝SD三〇三五から三四点、SD三〇三五を東に付け替えた溝SD三〇五〇から八点、井戸SE一五八〇〇の埋土から一点、この井戸から西へ流れる溝SD一五八二〇から一点、建物SB三〇一一の柱抜き穴から一点である。

## 二 平城宮東辺地区(第二四二―三次調査)

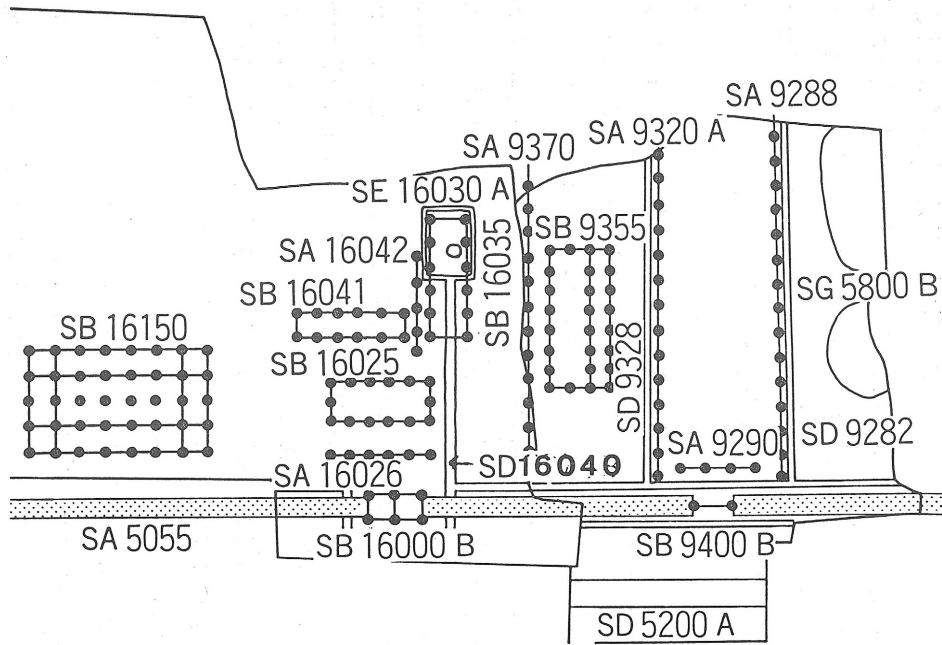
調査は河川改修に伴うもので、平城宮東辺から東へ東二坊間路想定位置を横切る形で約四三m、幅二mほどのトレンチを入れた。

調査の結果、東二坊間路の西側溝は確認し得ず、東側溝想定位置に幅約七m、深さ一・八mの大規模な南北溝を検出した。堆積層は三層に分かれ、その下層から一点の木簡が出土した。中層の遺物には奈良時代末から平安期の土器のほか中世以降の瓦も含まれており、溝の存続期間はかなり長いとみるべきである。

## 三 東院地区(第二四三・二四五―一次調査)

平城宮の東張り出し部は東院と称され、かつてその東南隅の調査において池を中心とした庭園が検出され、宴遊施設があったことで知られる。一九九三年度から、この庭園とその周辺建物及び築地大垣を復原整備することとなり、その事前調査として庭園の西隣り、東院の南端中央部にあたる場所の発掘を行なった。

調査の結果、南面大垣とそれに開く門、道路一条のほか、掘立柱建物一七棟、礎石建物八棟など多数の遺構が重複して検出された。古墳時代の埴輪窯を除いて、奈良～平安初期の間にA～G期の七期に及ぶ変遷がある。東院の庭園の区画は本調査区の東方で完結しており、直接の関係はない。A・B期(奈良時代前半)には、北を単廊、塀で画された東西に長い区画をもち、大規模な南北棟建物を中心とする遺構で、C期(平城遷都直後頃)になると、区画が取り払われ建



第 243・245-1 次調査D期の遺構（右半分は第 120 次調査）

物配置も大きく変わり、利用状況の変化を窺わせる。また、東院部分の南の限りは当初掘立柱塀であったが、後に同じ位置で築地大垣に造り替える（B期）。この南面に開く門SB一六〇〇〇が今回新たに検出された点も注目される。ちょうど東院部分の中央にあたり、当初は掘立柱塀に開く門SB一六〇〇〇Aで、築地大垣になると二間×一間の掘立柱の門SB一六〇〇〇Bとなり、更に礎石建ちの五間×二間の門SB一六〇〇〇Cに改修される（E期）。これを宮城十二門の一つと考えるべきか否かは、今後の検討課題となろう。

木簡は七八点出土した。遺構別内訳はD期の井戸SE一六〇三〇の井戸枠の墨書一八点、同井戸の掘形から一点、ほかはいずれも門SB一六〇〇〇Cの下層で検出した南北溝SD一六〇四〇からの出土である。井戸SE一六〇三〇は一辺五mの掘形の中に幅約二〇cm、厚さ約一〇cmの檜の板材を縦に二〇枚並べて円形の井戸枠をつくっている。井戸枠のうち一八枚には下端を示す「本」の墨書があり、そのうち三枚には「鑿／綴／鑿」「隠□」「□／□墨／隅」の習書がある。SD一六〇四〇は井戸SE一六〇三〇から南へ流れ、大垣からさらに南流する石組の溝で、E期に整地土で埋められる。おおよその年代として、D期は天平神護、神護景雲頃、E期は宝亀年間頃と推定している。

#### 四 東院庭園地区（第二四五―二次調査）

この調査も三と同じく、東院庭園復原の事前調査で、かつての未

発掘部分を対象とし、池の北側と東面大垣にかかる部分にトレンチを入れた。調査の結果、東面大垣に関するデータを得るとともに、大垣築造以前の数条の南北溝を検出し、また後期の池への導水施設などを確認した。

木簡は一二点で、東面大垣の西雨落溝の側石抜取穴SK一六三〇八から一点、他は東面大垣の西雨落溝に切られる、先行の南北溝SD一六三〇〇からの出土である。

8 木簡の釈文・内容

一 造酒司地区(第二四二次調査)

南北溝SDIII〇IIIH

(1) 「造酒司召 令史 正召 使三宅公子」 250×24×3 011

(2) ・「<sup>〔恐カ〕</sup>々謹申大掠

・「八月十日□□□□」 (133)×22×1 019

(3) ・「伊勢国飯野郡黒田郷

・「<sup>〔加知〕</sup>加知□□」 (156)×24×3 038

(4) ・「丹波国氷上郡忍伎郷朝鹿里<sup>〔麻〕</sup>神人黒万呂三斗

・「<sup>〔針書〕</sup>〽七四□□□□」(針書) (275)×30×5 039

(5) 「<sup>〔酒カ〕</sup>丹後国丹波郡大野郷須米石マ足五斗<sup>〔酒カ〕</sup>」 343×(20)×7 031

(6) ・「<sup>〔酒カ〕</sup>紀伊国安諦郡泉里辛金打赤兄戸同□□

・「<sup>〔酒カ〕</sup>〽 霊亀二年十月 (170)×16×6 039

(7) 「<sup>〔酒カ〕</sup>〽无漏郡進上三□□二百張<sup>〔酒カ〕</sup>」 146×20×4 031

(8) 「大辟里赤米五斗<sup>〔酒カ〕</sup>」 (170)×17×6 039

(9) 「<sup>〔酒カ〕</sup>〽籠 十五斤 和銅四年四月<sup>〔酒カ〕</sup>」 (120)22×6 039

(10) ・「<sup>〔酒カ〕</sup>〽左大舎人他田人万呂<sup>〔酒カ〕</sup>」

・「<sup>〔酒カ〕</sup>〽刑部子君万呂<sup>〔酒カ〕</sup>一貫」 128×25×2 032

南北溝SDIII〇五〇

(11) ・「<sup>〔酒カ〕</sup>〽讚岐国奈賀<sup>〔酒カ〕</sup>」

・「<sup>〔酒カ〕</sup>〽丈<sup>〔酒カ〕</sup>□□」 (94)×14×4 039

(12) ・海部郷京上赤春米五斗<sup>〔酒カ〕</sup>」

・「矢田マ首万呂 稻春<sup>〔酒カ〕</sup>」 (188)×29×5 039

(13) 「<sup>〔酒カ〕</sup>〽穴臣小<sup>〔酒カ〕</sup>調鮒三十九」 149×21×5 032

井戸SE一五八〇〇

- (14) ・「美作国英多郡

- ・「白米五斗

(112)×17×3 039

荷札木簡が比較的多く、品目をみると「酒米」「赤米」「赤春米」など酒づくりの材料としての米が含まれる点の特徴である。また(1)の召文木簡からみても、発掘地を造酒司とする推定はかなり確実なものと言えよう。二条の溝はSD三〇三五の方が古い、その付け替え時期は判然としない。SD三〇三五中の木簡の年紀は和銅・靈龜と古い、郷里制や郷制のものもあり、長期間存続していた可能性が高い。

- 二 平城宮東辺地区(第二四二―二三次調査)

- (1) 日

(53)×17×4 081

- 三 東院地区(第二四三・二四五―二次調査)

南北溝SD一六〇四〇

- (1) 「大伴門友造木万呂  
十上村栗田」

170×22×5 011\*

- (2) 司令史大初位上井上伊美吉麻呂

091

- (3) ×位下川辺朝臣

091

- (4) 播磨介

(115)×10×3 081

- (5) ・「三保里戸主矢田マ同マ君

- ・「堅魚八連

(148)×17×4 033\*

井戸SE一六〇三〇

- (6) 本

(1717)×222×134 061

(1)の大伴門は朱雀門の別称と考えられるが、平安宮では朝集殿院南門(応天門)の名称として受け継がれている。(2)に関連して、『続日本紀』天平十五年五月癸卯条に正六位上から外従五位下に昇叙した「井上忌寸麻呂」なる人物が知られるが、位階の違いと出土遺構の年代から見て別人か。なお、姓の「伊美吉」は天平宝字三年十月に「忌寸」に統一された。(5)の三保里は駿河国蘆原郡川名郷三保里であろう。同地に矢田部姓がいたことは二条大路木簡に例がある(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二)。遺構の時期は前述のとおり奈良時代後期と考えているが、木簡は(2)の「伊美吉」や(5)の郷里制などやや遡るものが含まれている。この点はもう少し検討が必要である。(6)は墨書のある一八点の井戸枠のうちの一点である。

- 四 東院庭園地区(第二四五―二次調査)

南北溝SD一六三〇〇

(1) 「召 壬生直得足 朱雀門

〔射臣カ〕  
武 虫

秦川辺

片野連嶋村 子身陵比

〔方カ〕 白

228 × 16 × 5 061 \*

土坑SK一六三〇八

(2) 「 他田国足 綾

〔忌カ〕

狩 部忍人 穴太

〔万呂〕

「

錦部鳥養

右

坂上馬養

『驗 丈新惠廻述』

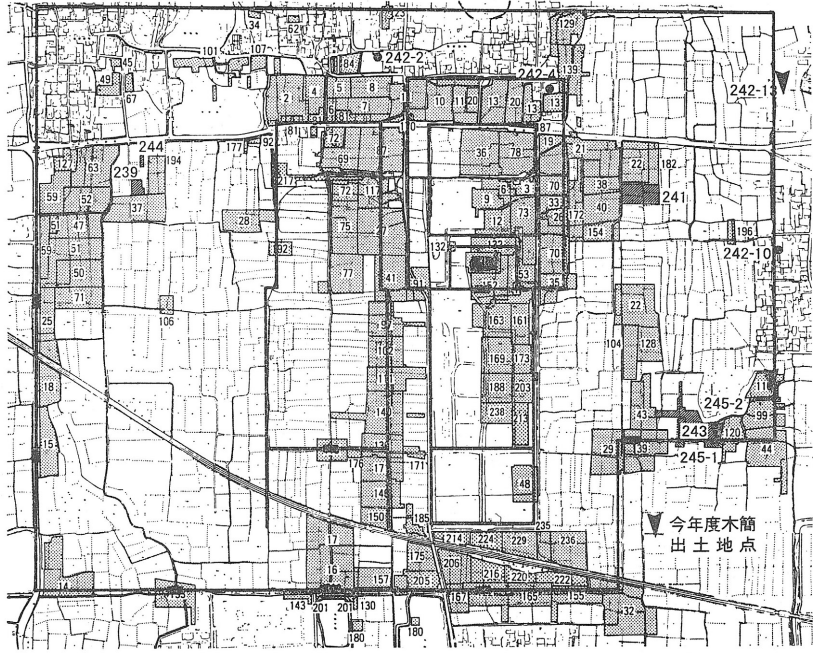
(169) × (48) × 4 019

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『一九九三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九四年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二九(一九九四年)

(寺崎保広)



平城宮調査位置図